

行政 & 暮らしの情報



電話 ファックス ホームページ Eメール
(各担当課のGはグループの略です)
ID番号は市ホームページの
ページID検索にご利用いただけます
6月の窓口延長日
日付 4、11、18、25日
(市民課・保険年金課・税務課・収納課)

市外局番は(0567)です



お知らせ

福祉医療費受給者証の更新

心身障害者医療費、後期高齢者福祉医療費の受給者で更新が必要な方の受給者証の有効期限は7月31日(木)です。

対象者に、6月中旬に申請通知等を送付します。忘れずに更新の手続きをしてください。

問合 保険年金課医療・年金G
☎24-1114

国民健康保険 所得申告のお願い

国民健康保険税の所得割額や高額療養費の1カ月あたりの自己負担限度額の区分の判定などは、前年の1月から12月までの1年間の所得をもとに決められます。

所得の申告をしないと、国民健康保険税が割高に算定されたり、高額療養費の自己負担限度額が上位所得者と判定されることがあります。

国民健康保険に加入中の場合は、収入が少なかった方や無かった方も必ず所得申告をしてください。なお、公的年金収入や給与収入があった方は申告の必要はありません。

問合 保険年金課国民健康保険G
☎24-1113

家計調査にご協力ください

家計調査は、毎月、総務省統計局が都道府県を通じて行っている調査です。

この調査は、私たちの暮らし向きを家計の面からとらえるもので、一定の統計上の抽出方法に基づき選定した世帯に家計簿をつけていただき、その結果を経済政策や社会政策の基礎資料等として活用するものです。調査員がお宅に訪問した際には、ご協力をお願いします。なお、回答していただいた内容は、統計法により保護されます。

問合 愛知県県民文化局県民生活部
統計課物価・消費統計G
☎052-954-6104



ごみの分別排出について

集積場の利用

集積場は、地域の皆さんの相互協力により共同利用されています。

誰もが気持ちよく利用できるよう、集積場を利用する1人ひとりが排出ルールを守り、清潔保持等にご協力をお願いします。

- ・ごみは午前8時30分(時間厳守)までに排出してください。
- ・地域外の集積場へのごみの持ち込みについて、多くの苦情が寄せられています。必ず地域の決められた集積場にごみを排出してください。

ごみの分別

可燃ごみへのびん・空き缶などの不燃物混入や、プラスチック製容器包装の分別を理解していない排出が多く見受けられます。プラスチック製容器包装(青袋)は、♻️(リサイクルマーク)が付いている容器および包装が収集対象です。二次元コードを参考に、間違いのないように出してく

ださい。



処理困難物

ガラス、陶器、コンクリート殻、消火器、ボウリング球、自動車部品等の処理困難物については、清掃事務所へお問い合わせください。

一時的な多量ごみ

ご家庭から一時的に多量のごみが出る場合は、1回につき5袋程度で、数回に分けて出していただくか、鹿伏兎最終処分場で許可書発行後に八穂グリーンセンター(弥富市)への自己搬入をお願いします。

※分別が間違っているごみは、収集できません。

※粗大ごみは、粗大ごみ受付センター(☎31-3284)へお問い合わせください。

問合 清掃事務所 ☎26-4228

中身が入ったスプレー缶・カセットボンベの排出について

スプレー缶・カセットボンベの収集については、使い切り穴を開けて出すようお願いします。穴を開けていないスプレー缶・カセットボンベを排出すると、収集車の火災が発生するなど非常に危険です。

各ご家庭にある中身が残ったスプレー缶・カセットボンベは、6・11月の有害ごみ収集時に、専用のカゴ(赤色)を用意します。

また、市役所、神守支所、神島田連絡所、保健センターにも随時持ち込めるように専用のカゴを配置しています。

問合 清掃事務所 ☎26-4228



犬の飼い主の方へ

ID 343137390

犬のフンで困っている方がたくさんいます

犬のフンを道路上に放置したままにいませんか。飼い主の不注意から犬が嫌われてしまうのはとても悲しいことではないでしょうか。

道路上で犬のフンの周りを黄色のチョークで囲んである場合があります(イエローチョーク作戦)。これは、犬のフンが放置されて困っている人があるというサインです。

散歩中に出たフンは、必ず持ち帰って処分しましょう。

飼い犬の手続きを忘れずに

犬の登録と狂犬病予防注射の接種は、狂犬病予防法による飼い主の義務です。

- ・生後91日以上の子犬は、登録を受けること
- ・狂犬病予防注射は、毎年受けること

所有者の変更があったときや愛犬が死亡したとき等も手続きが必要です。

飼い犬の鳴き声が近隣に迷惑をかけていることがあります

無駄に吠えたりしないようにしつけをしましょう。しつけに関する相談は、愛知県動物愛護センター(☎0586-78-2595)へ。

飼い主として責任を持ちましょう。

問合 生活環境課環境保全G

☎55-9368



▲愛知県ホームページ



第十二回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

ID 136821261

戦没者等の死亡当時のご遺族で、4月1日において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方がいない場合に、第十二回特別弔慰金(額面27万5千円、5年償還の記名国債)が支給されます。

対象 戦没者等の死亡当時のご遺族 1名

請求期限 令和10年3月31日(金)まで

必要書類等 戸籍謄本など

※請求される方によって必要な戸籍が変わりますので、下記へお問い合わせください。書類をそろえていただくため、請求手続きが1日で終わらない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

問合 福祉課福祉G ☎24-1115

男女共同参画社会の実現をめざして

男女共同参画社会とは?

男女共同参画社会とは、男女がお互いを尊重し合い、職場、学校、家庭、地域などの社会のあらゆる分野で、性別に関わらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うことができる社会です。

日本の憲法には個人の尊重、男女の平等がうたわれています。実際にはまだ、大切な意思決定の場に女性が加わっていなかったり、職場や家庭などさまざまな場で男性の方が優遇されていると感じたりすることが多いようです。

また、少子高齢化など、私たちの生活をめぐる状況が変化していく中で、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担にとらわれずに、あらゆる分野でそれぞれの個性と能力が発揮できるような社会づくりが必要となっています。

問合 人権推進課人権同和・男女参画G ☎55-9364

男女共同参画週間

6月23日(月)～29日(日)

誰でも、どこでも、自分らしく

あらゆる分野への男女共同参画が促進され、1人ひとりが自分らしく活躍できるまちを目指しています。

パネル展示

期間 6月20日(金)～30日(月)

場所 ヨシヅヤ津島本店

問合 人権推進課人権同和・男女参画G

☎55-9364



生活支援相談窓口からのお知らせ

ID 843960940

生活についての困りごとや将来についての不安を抱えている方に、どのような解決方法があるか一緒に考え、安心した生活が送れるような取り組みを行っています。

まずは、困っていることを何でもご相談ください。内容によっては、専門的な機関を紹介します。なお、家族や周囲の人からのご相談も受け付けています。

また、家計改善支援および就労準備支援の相談も受け付けています。

問合 生活支援相談窓口

☎24-1111 内線2136



公益的な活動をしている 団体を応援します

ID 410133552

市内で公益的な活動をしている団体は、「津島市公益活動団体バンク」に登録ができます。

登録するとできること

- ①市民活動情報誌「つし丸カフェ」での団体PR、メンバー募集
- ②市ホームページへの団体情報登録、イベント周知
- ③団体同士の交流の場への参加
- ④市役所1階・生涯学習センター・ヨシヅヤ津島本店内にある「市民活動情報コーナー」(ラック)の利用
- ⑤市役所2階「市民活動コーナー」の交流スペース(無料)、印刷機・ロッカーの利用(有料)

申込 津島市公益活動団体バンク登録申請書(市ホームページからダウンロードできます)に必要事項を記入のうえ、下記へ。

問合せ 市民協働課市民協働G
☎55-9298

防ごう「障がい者虐待」

ID 226271947

障がい者を虐待することは、障がい者の尊厳を害する行為であり、絶対にしてはいけないことで、障害者虐待防止法でも禁止されています。虐待の防止と早期発見にご協力をお願いします。

障がい者虐待の種類

身体的虐待 障がい者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。正当な理由なく、身体を拘束すること。

性的虐待 障がい者にわいせつなことをすること。わいせつな行為をさせること。

心理的虐待 障がい者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で精神的な苦痛を与えること。

放棄・放任 食事、入浴、洗濯、排せつの世話をしないなど、障がい者の

心身の状態を悪化させること。

経済的虐待 本人の同意なしに財産、年金、賃金を使うこと。障がい者に理由なく金銭を与えないこと。

障がい者への虐待かな?と思ったら

津島市障がい者虐待防止センター(福祉課福祉G内)に通報してください。

問合せ 福祉課福祉G
☎24-1115 FAX24-1138

ご存じですか 障害者差別解消法

ID 416647792

障害者差別解消法では、行政機関や民間事業者は、障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」をしないことや、「合理的な配慮の提供」をすることが規定されています。

「不当な差別的取扱い」とは

正当な理由なく、障がいを理由として、障がいのない人と異なる対応をすること(障がいを理由に入店や施設の利用を断る、必要がないのに付き添い者の同行を求める等)。

「合理的配慮の提供」とは

障がい者から何らかの配慮を求める意思表示があった場合に、負担になりすぎない範囲で対応すること(筆談や読み上げなど、コミュニケーションの方法を工夫する、段差がある場合、キャスター上げなどの補助を行う等)。

障がいを理由とする差別については、下記へご相談ください。

問合せ 福祉課福祉G
☎24-1115 FAX24-1138

津島市シルバー人材センター からのお知らせ

庭木の^{せんてい}剪定の予約を受け付けます

申込方法 電話のみ(先着)

受付日時

- ・6月28日(土) 午前9時～午後1時
- ・6月29日(日) 午前9時～正午

予約期間 9月～令和8年3月

※各月、予定件数に達した時点で締め切ります。

料金 作業代、機械代、枝葉搬出代等がかかります。

その他 天候やその他事情等により作業が遅れることがあります。また、高木や危険を伴う作業等でお断りする場合があります。

※当日は申込が集中し、電話が繋がりにくくなります。ご理解のほどお願いします。

草刈機取り扱い講習会

日時 6月11日(木) 午前9時～11時
※雨天の場合、6月12日(休)

対象 市内在住の60歳以上の方

内容 草刈機の基礎知識、練習

定員 10人(先着)

参加費 無料

申込・詳細 6月6日(金)までに下記へ。

問合せ 公益社団法人津島市シルバー人材センター(総合保健福祉センター内) ☎26-8448



不法就労・不法滞在防止に ご協力を!

日本に滞在している不法残留者は、74,863人(令和7年1月1日現在、法務省統計)となっていますが、これらの不法残留者等を雇った人も処罰の対象となります。

外国人を雇用する場合は、旅券、在留カード、就労資格証明書等をコピーではなく、実物で在留資格、在留期間を確認して、就労が認められていない外国人を決して雇わないようにしてください。

問合せ

- ・津島警察署 ☎24-0110
- ・名古屋出入国在留管理局 ☎0570-052-259 (所属部署番号102#)

小規模企業等振興資金融資制度

ID 302803650

中小企業者を対象とした運転資金、および設備資金を融資する制度です。

通常資金

融資対象 従業員50人(商業・サービス業は30人)以下の会社、個人、企業組合、医療法人、NPO法人

限度額 5,000万円

小口資金

融資対象 従業員20人(宿泊業および娯楽業を除く商業・サービス業は5人)以下の会社、個人、企業組合、医療法人

限度額 2,000万円(既存の保証協会の保証付き融資残高を含む)

受付窓口 取扱金融機関

※各融資資金の必要書類については下記へお問い合わせください。

※新規開業者は対象外です。

問合 愛知県信用保証協会

☎0120-454-754

図書館からのお知らせ

読書感想文の課題図書

小学生から高校生までを対象にした、読書感想文の課題図書がそろいました。6～8月は1週間以内の貸出とさせていただきます。

貸出日数 8月31日(日)までは1週間以内。9月以降は2週間以内。

※分室(生涯学習センター・神島田公民館)に課題図書はおいていません。予約をしてお取り寄せください。

本のリサイクル

6月25日(水)より、図書館で使われなくなった本のリサイクルをおこないます。なくなり次第終了です。持ち帰り用の手提げ袋は各自でご用意をお願いいたします。



Web利用者カードサービスははじめました

お手元にカードがなくても、スマートフォンのマイページに利用者コード(バーコード)を表示して本が借りられる「Web利用者カード」サービスが始まりました。

※マイページへのログインには、利用者番号とパスワードが必要です。

※スクリーンショットではご利用いただけません。都度ログインして表示してください。

問合 市立図書館 ☎25-2145



募集

流域モニタリング
一斉調査の参加者

ID 463323479

尾張・西三河・東三河地域水循環再生地域協議会では、河川やため池など身近な水環境に興味を持っていたくため、住民による調査を毎年行っています。

対象 愛知県内在住者(小学生以下は保護者同伴)

調査時期 6月5日(休)(環境の日)～9月30日(火)

調査内容 調査マニュアルを使って、参加者が選んだ身近な水辺(河川、水路、ため池など)の「水のきれいさ」、「水の量」、「生態系」、「水辺のようす」を調べ、結果を報告します。

申込 事前に参加申込書(市ホームページまたは下記で配布)を直接、電子メールまたはFAXで下記へ提出。

問合 生活環境課環境保全G

☎55-9368 ☎24-1791

✉kankyou@city.tsushima.lg.jp





**YDS民間資格が
2日間で取得**

初心者・経験者どなたでも大歓迎!

受講料 ¥154,000 (税込)

ドローンであなたの未来を開こう!

YUTAKA DRONE SCHOOL

ユタカドローンスクール名古屋津島校

受講生募集中!

ドローンパイロットは空撮、物流、測量、インフラ点検、災害対応、警備、農業、水産業、調査など幅広い分野で活用が期待されています。民間資格はそれらの基盤となります。

1日目 9:00～17:00	ドローンパイロットに必要な知識・関係法令を学習します。
2日目 9:00～17:00	ドローンパイロットに必要な基礎操作、応用操作を取得します。



お申し込み・お問合わせは **TEL.0567-22-3720**

yutaka Drone School

ユタカドローンスクール名古屋津島校

〒496-0033 愛知県津島市秋前町二丁目23番-2

株式会社グリーンサービス

〒462-0854 愛知県名古屋市中区若菜通四丁目18-1 若菜ビル1F

1日目座学講習はこちらの会場での受講も可能です

財源確保のため有料広告を掲載しています。広告については市が推奨するものではありません。内容については直接広告主にお問い合わせください。